

うるま市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 3 日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苅 弘美

うるま市教育委員会規則第 8 号

うるま市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

うるま市教育委員会の組織等に関する規則（令和 2 年うるま市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（事務局） 第 4 条 事務局に次の部、課、室及び係を置く。 社会教育部 教育政策課 教育政策係、教育総務係 教育施設課 教育施設管理第 1 係、教育施設管理第 2 係、教育施設計画係 文化財課 文化財保全係、歴史文化推進係、市史編さん係 学校教育部 学校教育課 学校教育係、学校庶務係、学校 I C T 整備係 学務課 学務係、経理係 学校生活応援課（教育支援センター） 計画支援係、教育相談係	（事務局） 第 4 条 事務局に次の部、課、室及び係を置く。 社会教育部 教育政策課 教育政策係、教育総務係 教育施設課 教育施設管理第 1 係、教育施設管理第 2 係、教育施設計画係 文化財課 文化財保全係、歴史文化推進係、市史編さん係 <u>新調理場整備室 新調理場整備係</u> 学校教育部 学校教育課 学校教育係、学校庶務係、学校 I C T 整備係 学務課 学務係、経理係 学校生活応援課（教育支援センター） 計画支援係、教育相談係
備考 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	

別表第 1 中

「

部	課	事務分掌
社会教育 部	教育政策課	1 教育委員会会議に関すること。
		2 公印の保管に関すること。
		3 市費負担職員の任免、分限、懲戒、賞罰、服務その他人事に関すること。
		4 公文書の収受、発送、保存に関すること。
		5 規則、規程の制定及び改廃に関すること。
		6 市費負担職員の給与に関すること。
		7 褒賞及び表彰に関すること。
		8 情報公開に関すること。
		9 個人情報保護に関すること。
		10 教育行政の相談に関すること。
		11 児童生徒の派遣補助金に関すること。
		12 教育施設、学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。
		13 教育予算の総括に関すること。
		14 教育の調査及び統計に関すること。
		15 育英会に関すること。
		16 市有物件共済（公用車）に関すること。
		17 部内の他課に属さない事項に関すること。
	教育施設課	1 学校教育財産の維持管理に関すること。
		2 学校施設台帳の整備に関すること。
		3 学校施設防音維持費の事務に関すること。
		4 学校施設の計画及び整備に関すること。
		5 学校施設整備の補助金に関すること。
		6 社会教育施設の修繕に関すること。
	文化財課 (市立資料館を含む。)	1 文化財の調査、保存、管理その他文化財の保護に関すること。
		2 文化財保護審議会に関すること。
		3 資料館の管理運営に関すること。
		4 資料館協議会に関すること。
		5 歴史民俗資料の収集、保管、展示及び講演会等に関すること。
		6 歴史民俗資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。

		7 勝連城跡の整備活用に関すること。 8 指定文化財の管理活用に関すること。 9 市史編さん業務に関すること。 10 市史編さん委員会に関すること。 11 その他市史編さん業務の目的達成のため必要なこと。
	新調理場整備室	1 新石川調理場の整備に関すること。

」を

「

部	課	事務分掌
社会教育部	教育政策課	1 教育委員会会議に関すること。 2 公印の保管に関すること。 3 市費負担職員の任免、分限、懲戒、賞罰、服務その他人事に関すること。 4 公文書の収受、発送、保存に関すること。 5 規則、規程の制定及び改廃に関すること。 6 市費負担職員の給与に関すること。 7 褒賞及び表彰に関すること。 8 情報公開に関すること。 9 個人情報保護に関すること。 10 教育行政の相談に関すること。 11 児童生徒の派遣補助金に関すること。 12 教育施設、学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。 13 教育予算の総括に関すること。 14 教育の調査及び統計に関すること。 15 育英会に関すること。 16 市有物件共済（公用車）に関すること。 17 部内の他課に属さない事項に関すること。
	教育施設課	1 学校教育財産の維持管理に関すること。 2 学校施設台帳の整備に関すること。 3 学校施設防音維持費の事務に関すること。 4 学校施設の計画及び整備に関すること。

		5 学校施設整備の補助金に関する事。
		6 社会教育施設の修繕に関する事。
文化財課 (市立資料館を含む。)	1	文化財の調査、保存、管理その他文化財の保護に関する事。
	2	文化財保護審議会に関する事。
	3	資料館の管理運営に関する事。
	4	資料館協議会に関する事。
	5	歴史民俗資料の収集、保管、展示及び講演会等に関する事。
	6	歴史民俗資料の専門的、技術的な調査研究に関する事。
	7	勝連城跡の整備活用に関する事。
	8	指定文化財の管理活用に関する事。
	9	市史編さん業務に関する事。
	10	市史編さん委員会に関する事。
	11	その他市史編さん業務の目的達成のため必要な事。

」に

改める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。